

1 制定理由

町長、副町長及び教育長（以下、「町長等」という。）の倫理欠如は、汚職や腐敗に繋がる可能性があり、また私的な利害関係によって公職の適正な遂行が妨げられる恐れがあるため、町長等が自己の地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図らないよう、町長等の職務倫理の保持に資するために必要な措置を講ずることについて定めることが予防策と考えられる。また、小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会報告書（令和3年8月）で指摘された事項を踏まえ、町政に対する町民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的として制定しようとするものである。

2 小山町長等政治倫理条例（案）の概要

町長等が権限や地位を不正に行行使することを防止するために必要な事項等を定める。

（1）町長等の責務

○町長等は、町政に携わる者としての権限と責務を深く自覚し、常に人格の向上と倫理の保持に努めるとともに、職務に関して不正の疑惑を持たれることのないよう、町民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

（2）政治倫理基準

○町長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- ・その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。
- ・町が行う許可、認可等の行政処分又は補助金等の交付の決定について、特定の者のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- ・町が行う工事等の請負契約(この契約で契約相手がする下請工事等の契約を含む。)、業務委託契約及び一般物品納入契約等に関して、特定の者のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- ・町職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限を不正に行行使させるよう働きかけないこと。
- ・町職員の採用に関して、特定の者のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- ・そのほか、町民全体の奉仕者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

○町長等は、その行為が前述の政治倫理基準に反するとして疑惑を持たれたときは、誠実に疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(3) 宣誓書の提出

- 町長等は、就任した後、速やかに宣誓書を提出しなければならない。
- 宣誓書は、町民に公開するものとする。

(4) 町民及び事業者等の努め

- 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する責任を有することの自覚を持ち、町長等に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行わないように努めなければならない。
- 事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。）は、公正かつ適正な町政の運営を積極的に支援する自覚を持ち、町長等に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行わないように努めなければならない。